

職員の給与等に関する報告及び勧告の骨子

平成15年10月14日

1. 報告・勧告のポイント — 職員の平均年間給与、5年連続の減少

- | | |
|--------------------------|-----------|
| ① 2年連続の基本給（給料表）の引下げ | (△1.00%) |
| ② 諸手当（扶養、住居及び通勤手当等）の引下げ | (△0.64%) |
| ③ 5年連続の期末・勤勉手当（ボーナス）の引下げ | (△0.25月分) |

2. 公民較差 — 減額措置前後で較差が逆転（勧告書P.9）

民間給与 (A)	行政職の職員の給与 (B)	公民較差 (A-B)
381,926 円	388,532 円	△6,606 円 (△1.70%)
	377,261 円	4,665 円 (1.24%)
行政職の平均年齢 41.9歳		

上段は特例条例による給与減額措置前、下段は措置後の額である。

3. 勧告の内容 — 月例給、ボーナスの引下げ、実施時期

(1) 月例給（勧告書P.19～P.21）

項目	内 容	行政職	
		改定額	改定率
給 料	・ 全給料表の全給料月額引下げ	△ 3,866 円	△ 1.00%
初任給調整手当	・ 医療職（一）適用者 最高 311,400円 → 307,900円 ・ 上記以外の医師 最高 50,800円 → 50,200円		
扶 養 手 当	・ 配偶者に係る支給月額 14,000円 → 13,500円	△ 176	△ 0.05
調 整 手 当	・ 異動保障制度の廃止	△ 236	△ 0.06
住 居 手 当	・ 自宅居住者に対する手当を新築・購入から5年間（月額2,500円）に限定し、月額1,000円の手当を廃止 ・ 職員宿舍等居住者に対する手当を廃止（経過措置）	△ 627	△ 0.16
通 勤 手 当	・ 交通機関等利用者に対する支給額は、6箇月定期券等の価額を基本とし、1箇月あたり55,000円まで全額支給 ・ 交通用具使用者に対する支給額の引下げ 自動四輪車 最低 3km未満 2,200円 → 1,400円 最高 78km以上 46,200円 → 34,800円 自動四輪車以外 自動四輪車の2分の1	△ 1,427	△ 0.36
		はねかえり分	△ 29 △ 0.01
		合 計	△ 6,361 △ 1.64
(注) 勧告前の給与月額の上段は給与減額措置前の額 下段は給与減額措置後の額		勧告前の給与月額	388,532 円
			377,261 円
		勧告後の給与月額	382,171 円

(2) 期末・勤勉手当

区 分	現 行		勸 告	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6 月 期	1.55	0.7	1.55	0.7
12 月 期	1.7	0.7	1.45	0.7
年 間 計	3.25	1.4	3.00	1.4

(注) 平成16年度以降の期末手当は6月期を1.4月分とし、12月期を1.6月分とする。

(3) 改定の実施時期

条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）
通勤手当の交通機関利用に係る改定は、平成16年4月1日から実施

4. 報告事項（勸告との重複事項を除く）（勸告書P.15～P.18）

(1) 給与改定

ア 特殊勤務手当についての早急な措置

(2) 人事管理上の課題

ア 1800労働時間に向けて、時間外勤務の縮減と年次有給休暇取得の更なる推進

イ メンタルヘルスに対する取り組みの強化

受動喫煙防止対策をすべての職場で推進

ウ 女性の管理職への積極的な登用、意思決定過程への参加機会の充実

セクシュアルハラスメントの根絶に向けた更なる意識啓発

エ 夏季休暇の拡充について検討

少子化対策、地域での協働の推進など、新たな休暇制度（無給）の検討

(3) 組織のフラット化に伴う任用等

ア フラット化・グループ化に伴う職員の昇任・昇格の適切な運用管理

参考 モデル給与例（勸告書P.66）

設 定			勸 告 前		勸 告 後		年 間 給 与 の 比 較
役 職	年 齢	扶 養 者	給 与 月 額 ①	年 間 給 与 ②	給 与 月 額 ③	年 間 給 与 ④	
係 員	25 ₂₋₅ 歳	なし（独身）	185,852 円	3,121,164 円	190,200 円	3,087,646 円	△ 33,518 円
	30 ₃₋₈	配偶者	245,539	4,101,923	249,900	4,050,522	△ 51,401
係長級	35 ₄₋₁₀	配偶者・子1	307,993	5,210,528	313,100	5,139,846	△ 70,682
	40 ₅₋₁₄	配偶者・子2	362,493	6,128,153	368,600	6,045,716	△ 82,437
課 長	45 ₇₋₁₆	配偶者・子2	423,506	7,262,699	430,700	7,160,676	△ 102,023
補佐級	50 ₇₋₂₀	配偶者・子2	438,056	7,514,024	445,600	7,409,039	△ 104,985
課長級	55 ₈₋₂₁	配偶者・子2	463,952	8,091,453	476,600	7,991,052	△ 100,401
部長級	55 ₁₁₋₁₂	配偶者・子2	564,555	10,671,081	585,700	10,522,148	△ 148,933

(注) 【勸告前】

①給与月額、減額措置後の額

②年間給与は、①の12箇月分と期末・勤勉手当4.65月分を合算したもの

【勸告後】

③給与月額は、勸告による額

④年間給与は、4～11月分（①の8箇月分と6月の期末・勤勉手当2.25月分）と
12～3月分（③の4箇月分と12月の期末・勤勉手当2.15月分）を合算したもの